

# 男女雇用機会均等法 のあらまし



ポジティブ・アクション普及促進のための  
シンボルマーク「きらら」→詳しくはP47へ

.....  
**踏み出そう ポジティブ・アクション!**

～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～  
.....



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

# 目次

<b>I 男女雇用機会均等法のポイント</b> .....	4
<b>II 労働基準法（女性関係）ポイント</b> .....	6
<b>III 男女雇用機会均等法のあらまし</b> .....	7
1 総則.....	7
2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等.....	8
(1) 募集・採用についての性別を理由とする差別の禁止（第5条）.....	8
(2) 配置・昇進・降格・教育訓練等についての性別を理由とする差別の禁止（第6条）.....	11
(3) 間接差別の禁止（第7条）.....	22
(4) 女性労働者についての措置に関する特例（第8条）.....	26
(5) 婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等（第9条）.....	29
3 事業主の講ずべき措置.....	33
(1) 職場におけるセクシュアルハラスメント対策（第11条）.....	33
(2) 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（第12条、第13条）.....	39
(3) 派遣先に対する男女雇用機会均等法の適用（労働者派遣法第47条の2）.....	42
(4) 深夜業に従事する女性労働者に対する措置（均等則第13条）.....	43
4 事業主に対する国の援助（第14条）.....	45
5 労働者と事業主の間に紛争が生じた場合の救済措置.....	48
(1) 苦情の自主的解決（第15条）.....	48
(2) 紛争の解決の促進に関する特例（第16条）.....	48
(3) 労働局長による紛争解決の援助（第17条）.....	49
(4) 機会均等調停会議による調停（第18条）.....	49
6 法施行のために必要がある場合の指導等.....	52
(1) 報告の徴収と助言、指導、勧告（第29条）.....	52
(2) 実効性の確保（第30条、第33条）.....	52
7 公務員等に関する適用除外（第32条）.....	53
<b>IV コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針</b> ...	54
<b>V 労働基準法のあらまし（女性関係）</b> .....	57
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律.....	61
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則.....	67
労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する 規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針.....	70
「機会均等推進責任者」の選任について.....	84

働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、わが国が将来にわたって経済社会の活力を維持していく上で、ますます重要な課題となっています。

厚生労働省では、平成18年の男女雇用機会均等法改正時の検討規定に基づき、今後の男女雇用均等対策について、労働政策審議会雇用均等分科会において審議を行い、これを踏まえ、平成25年12月24日、男女雇用機会均等法施行規則の一部を改正する省令等を公布しました。

この改正では、間接差別となり得る措置の範囲の見直し、性別による差別事例の追加、セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底のためのセクハラ指針の見直し、コース等別雇用管理についての指針の制定等が行われ、平成26年7月1日より施行されます。

男女雇用機会均等法の着実な履行確保を図るため、改正省令・指針等の周知を行うとともに、法違反の事実が認められる企業に対し是正指導を行い、実質的な男女均等取扱いの実現を目指し、男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するための企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促進する施策を展開します。

また、性別を理由とした差別的取扱い、妊娠や出産などを理由とする解雇その他不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理措置に関する「労働者と事業主との間の紛争」については、都道府県労働局長による紛争解決の援助や機会均等調停会議による調停により、円滑かつ迅速にその解決を図っているところです。

各企業におかれましては、雇用管理のあらゆる面において、性別によることなく、個々人の意欲、能力、適性に基づく公正な取扱いを行うことはもとより、ポジティブ・アクションを進めていただき、女性と男性がともにその能力を十分発揮することができる職場づくりに向けて一層ご努力ください。